

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人互惠会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、または評議員及び監事が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、別表1の報酬額は源泉所得税等を控除した金額とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

### 付 則

1 この規程は、平成19年4月1日より適用する

2 平成21年10月28日理事長報酬見直しにより改正

3 平成29年6月19日社会福祉法改正により改訂

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	7,000円	報酬に含む
評議員会出席報酬等	7,000円	報酬に含む

※ 報酬額は源泉所得税等を控除した金額とする。

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	20,000円（日）	報酬に含む
監事監査指導報酬等	20,000円（回）	報酬に含む

※ 1日に満たない場合は時間按分する

※ 監事監査指導報酬等における報酬額は源泉所得税等を控除した金額とする

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報酬1日	そ の 他
実 費	実 費	20,000円	実 費

※ 1日に満たない場合は時間按分する

※ 報酬額は源泉所得税等を控除した金額とする。

平成 20 年 5 月 1 日 一部改定

平成 21 年 10 月 28 日 一部改定

平成 29 年 6 月 19 日 社会福祉法改正により改定